

串本 IC 周辺地域活性化施設整備に関する 官民連携事業

【実施方針】

令和4年6月

和歌山県串本町

目次

第1 総則	1
第2 事業の選定に関する事項	2
1 事業内容に関する事項	2
第3 民間事業者の募集に関する事項	8
1 民間事業者の参加要件	8
2 民間事業者の資格要件	9
3 参加要件に関する留意事項	11
第4 民間事業者の選定に関する事項	12
1 民間事業者の選定方法	12
2 民間事業者の選定手順等	12
3 契約に関する基本的方針	12
4 著作権及び提案書類の取扱い	13
第5 串本町と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項	14
1 予測されるリスクと責任分担の基本的方針	14
第6 事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項	15
1 モニタリングに関する基本的方針	15
2 モニタリングの実施方法	15
3 モニタリングの結果	15
第7 事業契約等に関する事項	16
1 基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い	16
2 裁判管轄権	16
第8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	17
1 事業の継続に関する基本的な考え方	17
2 融資の確保に関する協力体制	17
3 事業の継続が困難となる事由が発生、又は、その恐れが生じた場合の措置	17
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1 議会の議決	18
2 事業者選定の応募に伴う費用負担	18
3 本事業に係る情報公開及び情報提供	18
4 実施方針の変更	エラー! ブックマークが定義されていません。
5 実施方針に関する意見等の受付	18
6 実施方針等に関する問合せ先	18
7 添付書類等	19

第1 総則

現在の串本町は、平成 17(2005)年 4 月 1 日、旧串本町(西牟婁郡串本町)と旧古座町(東牟婁郡古座町)が合併し東牟婁郡串本町が誕生した。平成 18(2006)年度に策定した「第 1 次串本町長期総合計画」を更に発展させ、将来のまちの姿を明らかにし、町民と町が一体となってオール串本で実現に向けて取り組んでいくまちづくりの指針として、「第 2 次串本町長期総合計画 2016~2025」を策定し、10 年後の本町の目指すべき将来像を「串本が誇る自然美・食・人のこころが感動を与えるまち」とし、その想いをこめて将来像を「本州最南端感動のまち串本」として町行政を進めている。

すさみ串本道路の建設工事の完成に合わせて計画していた、串本 IC 周辺への庁舎移転も完了し、本施設については、今後の町の在り方を考えて行く上で、ロケット含む観光客の受け入れや 40 年以内に発生する確率が 90%程度と想定される南海トラフ巨大地震に対して、防災機能も念頭に置いたものとなり、昨年度「串本 IC 周辺地域活性化施設基本計画業務」として計画策定を完了している。

こうした経緯を踏まえ、串本 IC 周辺地域活性化施設整備に当たっては官民連携手法の導入を検討し、民間の持つ多様なノウハウや技術を活用し、事業コストの適正化や質の高いサービスの提供を図ることとしたものである。今回、串本 IC 周辺地域活性化施設整備の実施方針について、町は借地借家法や地方自治法に基づき、最適な事業化を図る目的と事業化の公平性及び透明性を確保するために、一般に公表するものである。

第2 事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

串本IC周辺地域活性化施設整備に関する官民連携事業

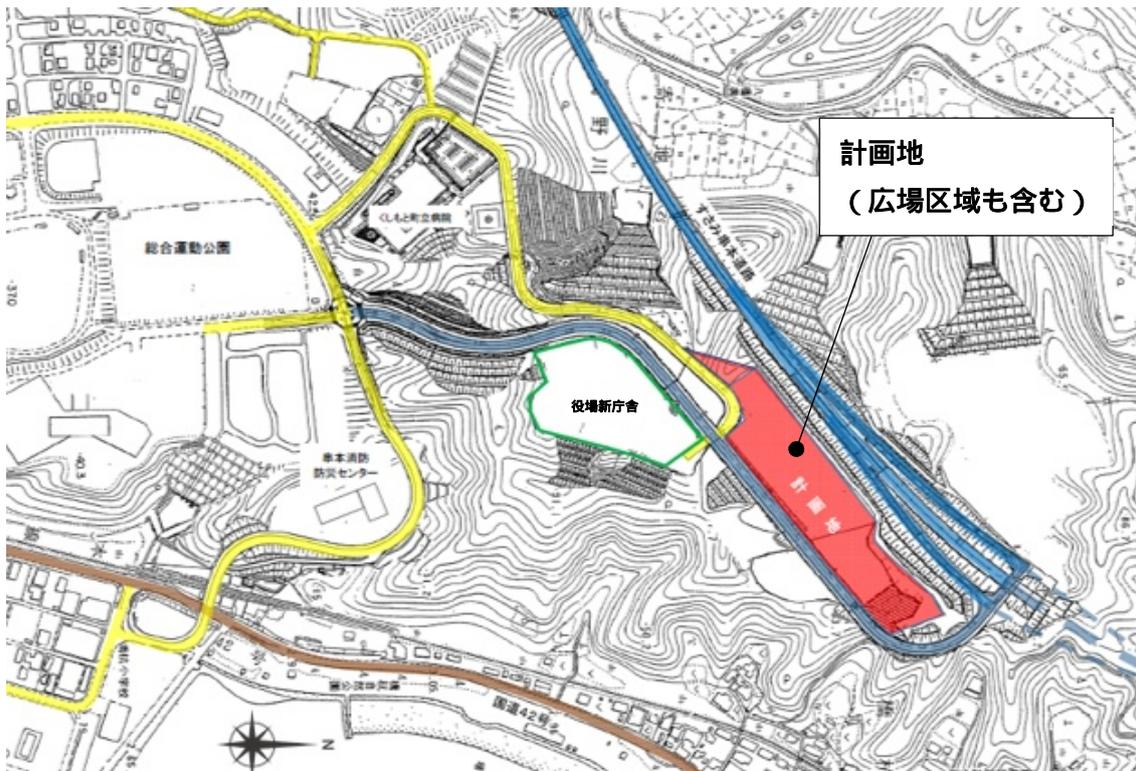
(2) 事業の概要

本事業の計画対象地は、旧串本町残土処分場跡地で、役場新庁舎とすさみ串本道路に隣接する敷地であり、本対象地を活かして本町の将来像である「本州最南端 感動のまち 串本」実現のため、地域活性化に寄与する施設を整備（以下、「本整備」という。）する。併せて、来たる南海トラフ巨大地震に対する防災機能も兼ね備えることとする。

(3) 事業計画地

事業内容	地域活性化施設の整備・維持管理・運営
場所	串本町鬮野川字五地ヶ谷 631-3、632-5、635-5、639-1、639-2、642-1、643-1、643-2、 643-3、643-4、644-1、644-2、644-3、644-4、644-5、644-6、 644-7、645-4、648-1、649-1、649-8、651、651-1、652-1、652- 2 " サンゴ台 690-1
所在地	串本町鬮野川・サンゴ台
敷地面積	約2.0ha（うち0.5ha程度は広場として別事業で整備・運営を想定）
都市計画等による制限等	都市計画区域： 東牟婁圏域 区域区分： 指定なし 用途地域： 指定なし 防火地域： 指定なし 建ぺい率： 70% 容積率： 200% 高さ規制： 道路斜線勾配 1.5m、隣地斜線勾配 2.5m 高さ制限（日影規制）： 建築基準法別表第4（用途地域の指定のない区域）による

上水、下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道（串本町） 計画地付近に整備済（ 150mm） 高台地につき現況は低圧状態のため、 公衆トイレ（フラッシュバルブ仕様）の場合 串本町水道課と協議必要 ・下水道（串本町） 現在計画区域外であるが、計画区域の拡張及び 計画地付近までの下水道整備（令和5年度施工 予定）を進めている段階 ・電気（関西電力（株）） 計画地付近まで整備済
その他の制限	<p>鬮野川字五地ヶ谷659-1、651-1、652-1、652-2に関西電力による高圧電線路の地役権設定あり（設定区域から5m以内の爆発性、引火性を有する取扱い、貯蔵の禁止等）</p>
用地の現況	<p>用途：空地、山林</p>
計画地付近の状況	<p>すさみ串本道路（令和7年春開通予定）及び串本太地道路（開通時期未定）IC出入口部に位置する。 （付近公共施設） 役場新庁舎、くしもと町立病院、串本消防防災センター（串本消防署）、国交省 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所、串本海上保安署、和歌山県東牟婁振興局 串本建設部、福祉総合センター（串本町社会福祉協議会）、串本町運動公園（サン・ナンタンランド）</p>



なお、詳細について別添の事業概要を参照すること。

(4) 土地等の管理者
和歌山県串本町

(5) 事業目的

町は、本事業のコンセプトを「まちの魅力をPRし、感動へみちびく串本町の新たなエントランスの創出」と設定し、具体的には下記に記す機能の創出を民間の創意工夫や技術力、さらには資金調達力等に期待することで、魅力ある空間形成の実現を目指すものとする。なお、民間事業者は、公序良俗に反する用途や政治的又は宗教的用途等での活用を不可とする。

ア 町の観光振興の活性化

串本ICの整備による観光人口の増加が期待できることから、町の観光機能の拠点となる機能整備を期待する。

イ 地域住民の利用の活性化

当整備地は、周辺環境を含めて地域住民が日常的に買い物や食事、娯楽等のために利用できる施設とし、持続的な賑わいを創出するものとする。

ウ 子育て支援の充実、高齢者の健康向上

民間事業者には、インクルーシブデザインの観点から誰もが楽しめる空間形成を期待する。

エ 町内の移動の活性化

本町の観光施設等を結ぶコミュニティバスの停留所、レンタサイクル、パーク＆ライド駐車場等を設置することにより、交通結節点の役割を担い、町内の移動の活性化を図るものとする。

オ 道路利用者等への休憩施設の提供

本整備は、町のイメージアップやおもてなしの観点から、すさみ串本道路・串本太地道路を走行するドライバーなどのための休憩施設を提供するものとする。

カ 災害時の安全確保等

災害時には、周辺施設の役場新庁舎や病院と連携し、防災拠点としての役割を担うものとする。

(6) 事業方式

本事業は、民間事業者の企画力、整備力、運営力、資金調達力等を活用し、持続可能かつ良質なサービスの基盤整備と提供、さらには、串本町の未来まちづくりを目的として、官民連携手法を用いて実施することを想定している。

事業方式等	説明
事業契約	民間事業者から提案のあった事業方式について、地方自治法、借地借家法に基づき適切な契約を締結することを前提とする。
事業方式	定期借地権方式
資金調達	民間事業者による独立採算型を原則とし、昨今のファンド等の多様化する資金調達スキームを民間のノウハウにて活用することを期待する。

(7) 事業の範囲

ア 本事業に係る業務の内容

選定事業者は、本事業について、次の業務を串本町と適切なリスク分担を行うことを前提に実施する。

- (ア) 整備施設等の企画・設計業務
- (イ) 整備施設等の整備・開発業務
- (ウ) 整備施設等の維持管理業務
- (エ) 整備施設等の運営業務
- (オ) プロジェクトマネージャーによる全業務のマネジメント
- (カ) 業務全体に関するセルフモニタリング

イ その他の業務

- (ア) 串本町が実施する各種補助申請等の支援
- (イ) 事業期間中に串本町が実施する本整備に関する町民との協働に関する支援

ウ 事業契約期間

維持管理・運営期間は、実施方針公表時において契約締結日から 20 年以上とし、民間事業者により適切な期間の提案により決定する。

エ 事業スケジュール

民間事業者の募集、選定等は次の予定とする。

項目	日程
実施方針の公表	R4年6月27日
実施方針等に関する説明会及び現地見学会	R4年7月28日 (受付締切：7月22日)
実施方針等に関する質問・意見の受付締切	R4年8月5日
実施方針等に関する質問・意見への回答	随時回答 (R4年8月まで)
サウンディング型対話の受付締切	R4年8月1日
サウンディング型対話の実施	R4年8月8日から R4年8月10日まで
公募公告及び募集要項等の公表	R4年11月中旬頃
募集要項等に関する説明会	R4年11月中旬～下旬頃
募集要項等に関する質問の受付	R4年11月下旬頃
募集要項等に関する質問への回答	随時回答
参加表明書の受付締切	R4年12月頃
参加資格審査結果の通知	R4年12月頃
競争的対話の受付	R4年12月頃
競争的対話の実施	R4年12月頃から R5年1月頃
提案書提出締切	R5年2月下旬頃
提案に関するヒアリングの実施	R5年2月頃
企画提案に関する交渉	R5年3月頃から R5年4月頃まで
落札者の決定及び公表	R5年5月頃
基本協定の締結	R5年5月頃
仮契約の締結	R5年6月頃
事業契約の締結	R5年7月頃

第3 民間事業者の募集に関する事項

1 民間事業者の参加要件

(1) 民間事業者の構成

民間事業者は、本整備に係る事業目的を事業契約期間に渡って安定的に実施することが可能な複数の法人等で構成される連合体とする。なお、事業を安定的に実施することが可能と判断できる場合に限り連合体に限るものではない。

(2) 民間事業者の構成要件

民間事業者の構成は、次の要件を満たすものとする。

- ア 民間事業者は、串本町が要求する各業務を、パススルーの原則に基づき担う主たる企業を含めて構成すること。
- イ 民間事業者は、複数の企業等から構成される場合、代表企業を定めること。
- ウ 民間事業者の代表企業は、契約協議等、町との調整・協議等における窓口役を担うほか、町との事業契約の締結までの構成法人の債務全てについて連帯して責任を負うものとする。
- エ 民間事業者の構成企業は、他の応募事業者の構成企業としての参加が出来ないものとする。(重複出資の禁止)ただし、協力企業の場合はこの限りでない。
- オ 民間事業者は、企画提案書の提出時において、第三者企業と関心表明書(L01)を締結すること。
- カ 民間事業者の構成企業は、串本町の入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に串本町入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。
- キ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、串本町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていない者であること。
- ク 民間事業者の構成企業及び協力企業は、参加表明書を提出する時点において、直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。

- ケ 民間事業者は、本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験を有する経験豊富なプロジェクトマネージャーを選任すること。

2 民間事業者の資格要件

民間事業者の構成企業及び協力企業は次の共通事項の当該要件を満たすこと。

(1) 共通事項

- ア 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
- イ 串本町が本事業のアドバイザー業務を委託した株式会社オオバ あるいはこれらの者と資金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ウ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- エ 上記イ及びウにおいて、「資金面若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 又は に該当するものをいう。

資金面

当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 施設整備にあたる企業

民間事業者の構成企業及び協力企業のうち以下のア～エの業務にあたる者は、当該要件を満たすこと。

ア 設計(監理)業務を実施する者

以下の要件について、いずれにも該当すること。ただし、複数の者で実施する場合は、1者以上が該当すること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 都市計画法第31条に規定する国土交通省令で定める資格を有する管理技術者を配置できること。

イ 建設業務を実施する者

以下の要件について、いずれにも該当すること。

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。この場合、特定建設業及び一般建設業の区分については、工事の分担に合わせて適切な許可を受けた者であることとする。
- (イ) 建設業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できること。

ウ 維持管理業務を実施する者

- (ア) 参加表明書提出締切までの過去10年間に、本整備と同規模の施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、1人以上が有していればよいものとする。
- (イ) 本整備を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

エ 運営業務を実施する者

- (ア) 参加表明書提出締切までの過去10年間に、本整備と同等規模の施設の運営業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、1人以上が有していればよいものとする。
- (イ) 本整備を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

(3) セルフモニタリングを担う者

参加表明書提出締切までの過去10年間に、設計監理及び施工管理、維持管理・運営業務の実務経験を有する者とし、プロジェクトマネージャーの兼務を可とする。

3 参加要件に関する留意事項

(1) 担当業務の内容

民間事業者は、参加表明書提出時に、本事業の各業務を担う法人等の名称及び業務内容を明らかにすること。

(2) その他の手法を選択する場合

民間事業者は、その他の手法の場合において、企画、設計、整備、維持管理及び運営業務のうち、複数または全ての業務を、一企業が兼ねることができるものとする。

(3) 構成企業及び協力企業の変更

参加表明書に記載されている構成企業の変更及び追加は、原則、認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）又は応募資格要件等に抵触するような事態が生じた場合は、串本町と協議を行い、串本町が承諾した場合に限り、構成企業の変更ができるものとする。

(4) 参加資格要件を満たす期間

参加資格要件を満たす期間は、参加表明書の提出日から参加資格決定日までと、提案書の提出日から事業契約締結日までとする。

(5) 地元事業者の参画

地域経済の活性化を目指し、事業に参加する構成企業への出資企業や連携企業等に串本町内事業者が主体的に参画することを期待するものとする。

第4 民間事業者の選定に関する事項

1 民間事業者の選定方法

民間事業者の募集・選定にあたり、事業者からの提案内容を総合的かつ客観的に評価する必要がある。そのため、串本町は、透明性及び公平性の確保に配慮し、さらには、定性的な評価を重視するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 民間事業者の選定手順等

(1) 審査委員会の開催

民間事業者から提出された企画提案は、審査委員会において審査を行う。

(2) 民間事業者の評価

串本町は、有識者会議の審査内容を基に、選定委員会にて民間事業者の評価を行い、選定する。

(3) 選定事業者の公表

民間事業者の選定にあたっては、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行い、その結果を串本町のホームページにおいて公表し、選定事業者には書面により通知する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

串本町は、民間事業者の応募が無い場合や民間事業者の提案内容から串本町の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、民間事業者を選定しない。その際、民間事業者を選定しない旨を速やかに串本町のホームページにおいて公表するとともに、応募した民間事業者にその旨を通知する。

(5) 串本町内事業者の活用

本事業で採用を予定している事業スキームは、本整備から維持管理・運営までの業務において、地域で担えるものは地域で担うことを優先することを民間事業者に期待する。

3 契約に関する基本的方針

(1) 基本協定の締結手続き

本事業に係る業務は、様々なリスク(業務を遂行する上で発生する成功阻害要因)を、串本町と選定事業者が適切に分担することにより、一層低廉かつ質の高いサービスの提供を目指し、串本町及び優先交渉権者(優先交渉権者との協議が決裂した場合には次点交渉権者。以下、同じ。)が契約に向けた協議を行い、契約締結に必要な事項等に係る基本

協定を締結する。

(2) 事業契約の締結手続き

優先交渉権者は、串本町との基本協定締結後、串本町と選定事業者とは、本事業に係る業務について、仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約を締結するものとする。

4 著作権及び提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に係る業務について、提案書類の著作権は、民間事業者へ帰属するものとし、民間事業者からの提案書類は、串本町が民間事業者の選定及び選定に関わる公表以外に民間事業者に無断で使用できないものとする。なお、提案書類は事業者選定が終了した際に返却する。ただし、契約締結した民間事業者の企画提案書は、この限りでない。

(2) 特許権等

民間事業者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、民間事業者が負うものとする。

(3) 提案書類の変更

民間事業者による提案書類は、提出期限後の変更、差し替え又は再提出を認めないものとする。

第5 串本町と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項

1 予測されるリスクと責任分担の基本的方針

リスクは、想定されるリスクを可能な限り明確化した上で、リスクを最も適切にコントロールすることができる者がその費用を含めて負うことを基本とし、串本町と優先交渉権者のリスク分担を契約内容に明記するものとする。また、予測できないリスクが発生した場合に備え、串本町と民間事業者での検討体制を事前に整えておくものとする。

第6 事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項

1 モニタリングに関する基本的方針

串本町は、本事業に係る業務が、業務要求水準以上に確実に遂行され、かつ選定事業者の財務状況等が適切であるかについて、社会状況の変化もにらみつつ、モニタリングを行う。

なお、モニタリングの具体的な方法は、サービス基準合意書（SLA）を導入し、企画・設計段階から運用するものとし、串本町と選定事業者の合意の下、その具体的な仕組みを構築し、串本町はモニタリングに係る監視報告会を設置することを契約内容に明記するものとする。

2 モニタリングの実施方法

串本町は、次の内容について、モニタリングを実施するものとする。なお、モニタリングには、加点と減点の両面からの結果を反映する方法を構築する。

(1) 企画・設計・整備・開発業務

串本町は、施設等の企画・設計業務及び整備・開発業務について、事業契約に定める要求水準に達しているものであるか否か、確認する。

(2) 維持管理業務

串本町は、施設等の維持管理業務について、本事業の対象となる施設等の実施状況を確認する。

(3) 運營業務

串本町は、施設等の運營業務について、経営状況及び利用者のニーズ等を確認する。

(4) 選定事業者の経営

串本町は、選定事業者に対し、財務諸表等を用いた財務状況の報告を求め、その監査等を行う。

3 モニタリングの結果

串本町は、モニタリングの結果を踏まえて、事業契約書に定める要求水準が達していないと判断した場合は、選定事業者と業務の改善等に係る協議を行う。

第7 事業契約等に関する事項

1 基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い

基本協定及び事業契約内容の解釈について疑義が生じた場合は、串本町と事業者の双方が事業の目的を共有し、協議を行うものとする。また、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

2 裁判管轄権

本事業に係る業務に関する紛争は、和歌山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業に係る業務は、予定された期日までに、選定事業者により事業契約書に定められた業務を遂行し、事業期間中の維持管理及び運営等が、効率的及び効果的であり、かつ安定して継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由（別途、契約締結時に定めるリスク分担表における契約履行リスク及び不可抗力リスクをいう。）をあらかじめ洗い出し、その事由の発生時には、適切な措置を実行できるように事業契約書に定める。

2 融資の確保に関する協力体制

串本町は、本事業の継続性を確保するため、選定事業者が金融機関から融資を受ける場合に、融資を実行する金融機関に対し、選定事業者とともに必要に応じて協議を行うものとする。

3 事業の継続が困難となる事由が発生、又は、その恐れが生じた場合の措置

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

串本町は、事業契約書に定めるところにより、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその恐れが生じた場合に、選定事業者と協議の上、改善を図ることを求める。その後、改善が認められない場合に、串本町は事業契約を解約することができる。

この場合において、選定事業者は、串本町に直接的に生じた損害を賠償するものとし、串本町側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺し、損害額を賠償するものとする。

(2) 串本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書に定めるところにより、串本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合に、串本町と協議の上、事業契約を解約することができる。

この場合において、串本町は、選定事業者に直接的に生じた損害を賠償するものとし、選定事業者側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺して、損害額を賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

串本町及び選定事業者は、不可抗力、その他双方の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合に、串本町と選定事業者が、解決策や事業継続の可否について協議を行うものとする。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

串本町は、地方自治法第214条の規定に基づき、本事業の実施に必要と予測される費用が発生する場合に債務負担行為として、その契約内容について、議会の議決を得るものとする。

2 事業者選定の応募に伴う費用負担

民間事業者の参加にかかる費用は、全て民間事業者の負担とする。

3 本事業に係る情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、串本町のホームページを通じて公表する。

4 実施方針に関する意見等の受付

本方針は、「対話」及び「質問」等の受付を実施する。

(1) 対話について

日時：令和4年8月8日(月)～令和4年8月10日(水)

申込：令和4年8月1日(月)までに

「【様式1】実施方針に関する対話申込書」を記入し、Eメールで提出する。

対話参加者は原則、事前に実施する「すさみ串本道路串本IC予定地付近地域活性化施設整備官民連携事業の現地説明会」に参加した事業者とする。

(2) 質問について

実施方針に関する質問受付期間は、令和4年8月5日(金)までとし、質問を希望する場合は「【様式2】実施方針に関する質問書」を記入し、Eメールで提出する。

(3) 回答について

対話及び質問は、原則、個別に回答するものとするが、串本町が公表すべき事項と判断した場合は串本町のホームページで公開する。

5 実施方針等に関する問合せ先

担当部署：串本町役場 建設課

住所：〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5

電話番号：0735-67-7262

Eメール：kensetsu@town.kushimoto.lg.jp

6 添付書類等

【別紙 1】串本 I C 周辺地域活性化施設事業概要

【様式 1】実施方針に関する対話申込書

【様式 2】実施方針に関する質問書